

令和 4 年 5 月 26 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K12621

研究課題名（和文）国家補償法における無過失責任規範の構築可能性の探究

研究課題名（英文）A study on the possibility of constructing a no-fault liability system in the State Compensation Law

研究代表者

津田 智成 (Tomonari, Tsuda)

北海道大学・法学研究科・准教授

研究者番号：00779598

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、フランス法を対象とした比較法研究を行うことにより、我が国の国家補償法における無過失責任規範に関する議論を深化させることを目的としたものである。具体的には、その必要性（被害者救済のためのセーフティネットの必要性や行政活動に対する委縮効果の防止の要請等）、根拠論（本質的かつ実質的根拠としての公的負担の前の平等の法理や実定法上の根拠としての憲法13条、14条、29条3項等）、要件論（特別の犠牲の観念等）に着目し、当該無過失責任規範を構築するための解釈論及び立法論のあり方を示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、国家補償法における無過失責任規範について、必要性・根拠論・要件論という三つの側面に着目しつつ、その解釈論及び立法論のあり方を示したものであり、近年下火になりつつある当該無過失責任規範に関する学説上の議論に対して一定の指針を提示した点に、その学術的意義があると考えられる。また、科学技術が発展した現代国家においては、積極的な行政介入が求められる場面が増加する傾向にあるところ、当該無過失責任規範が、将来の行政活動への委縮効果を生じさせることを防止しつつも、救済の漏洩を許さないセーフティネットとしての役割をもちうることに鑑みると、本研究には、一定の社会的意義も認められるように思われる。

研究成果の概要（英文）：This study aimed to contribute to the discussion on a no-fault liability system in the State Compensation Law through a comparative study of Japan and France. Specifically, the study focused on the needs, bases, and requirements of this no-fault liability system. Thus, the ideal interpretation and legislation for constructing the said system were revealed.

研究分野：行政法学

キーワード：無過失責任 国家補償法 損失補償 フランス法 フランス国家賠償責任法 フォートによらない賠償責任

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

従来、我が国の行政法においては、1970年代に相次いで提訴された、一連の予防接種禍訴訟を契機として、いわゆる「国家補償の谷間」あるいは「国家賠償と損失補償の谷間」の問題について議論がなされてきた。これは、違法性及び故意又は過失（国家賠償法1条1項）あるいは公の営造物の設置又は管理の瑕疵（国家賠償法2条1項）を要件とする国家賠償制度や、財産的損害に対する補償（日本国憲法29条3項）を想定した伝統的な損失補償制度によっては救済ができないか、少なくともそれが困難であると考えられる、公権力行使による身体的損害等が問題となるケースにおいて、当該損害をどのように救済すべきか、という問題である。上記の予防接種禍訴訟においては、一部の裁判所や学説により、憲法上の補償責任構成による無過失責任規範の構築が試みられたが、当該訴訟においては、結局、過失の推定（最判平成3年4月19日民集45巻4号367頁）あるいは組織的過失の法理（東京高判平成4年12月18日高民集45巻3号212頁）を採用することにより当該損害を救済するという解決がとられたため、当該無過失責任規範が判例法理として確立されるまでには至らなかった。

かくして、この予防接種禍訴訟後は、当該無過失責任規範に関する議論は下火になりつつあるものの、こうした国家賠償法1条1項の適用範囲を拡張するアプローチには、当該条項が過失責任規範であるがゆえの内在的限界が存することなどに鑑みると、今なお当該無過失責任規範の構築可能性について研究する意義ないし必要性は失われていないように思われる。実際、パトカーに追跡された逃走車両が、他の車両に衝突し、それにより第三者が死傷した事故につき、当該パトカーの追跡行為の違法性を否定し、国家賠償責任を認めなかった、いわゆるパトカー追跡事件判決（最判昭和61年2月27日民集40巻1号124頁）に関しては、複数の有力な論者が、既存の国家賠償制度や損失補償制度による救済が不可能であるか、少なくとも困難であるとの理解を前提として、「特別の犠牲」に基づく無過失責任規範による被害者救済の可能性を指摘している（阿部泰隆「判批」『最新判例演習室1987（法学セミナー増刊）』（日本評論社・1987年）299頁、高木光『行政法』（有斐閣・2015年）406頁、宇賀克也＝小幡純子編『条解 国家賠償法』（弘文堂・2019年）296頁〔太田匡彦執筆担当部分〕）。

2. 研究の目的

本研究の目的は、上記のパトカー追跡事件判決で問題となったような事案の存在を念頭に置き、既存の国家賠償制度あるいは損失補償制度に関する従来の解釈によっては認められてこなかった、一般的な無過失責任規範の構築を可能ならしめる解釈論を模索し、その限界にあっては立法論のあり方を試論的に提示することにある。

3. 研究の方法

本研究においては、この目的を達成するために、上記のような無過失責任規範の構築可能性について、必要性・根拠論・要件論という三つの側面から検討を加えることとした。具体的には、次の三つの問題を検討した。すなわち、①そもそも、我が国の国家補償法において上記のような無過失責任規範を構築する必要があるのか、必要であるとすれば、それはいかなる要請によるものであるのか（必要性）、②仮にその必要性が認められるとしても、それを基礎づける理論的なあるいは実定法上の根拠をどこに求めるのか（根拠論）、③一般的に抽象的な根拠に基礎を置くがゆえに無限定にその適用範囲が拡張されるおそれのある無過失責任規範の限界をどのように画するのか、つまり具体的にいかなる要件の下でこれを認めるのか（要件論）、という三つの問題である。

そして、これらの問題を検討するに当たっては、国内法だけではなく、フランス法も、その検討の対象に含めることとした。その理由は、フランス法においては、判例上「フォートによらない賠償責任」と呼ばれる無過失責任規範が19世紀末から先駆的に確立され、しかも現在もその適用範囲が継続的に拡大されており、それゆえ具体的な事案を前提とした判例及び学説における議論の蓄積が極めて豊富だからである。つまり、このようなフランス法を対象とした比較法研究を行うことにより、より具体的な事案に基づいた解釈論又は立法論を示すことが可能になると考えたのである。

4. 研究成果

本研究の成果については、既に、その一部を「国家補償法における無過失責任規範に関する序論的考察」と題する論文としてまとめ、大貫裕之＝神橋一彦＝松戸浩＝米田雅宏編『行政法理論の基層と先端——稲葉馨先生・互理格先生古稀記念』（信山社・2022年）443-462頁に公表した。また、本研究に関連する論文として、「La possibilité d'engager la responsabilité administrative pour les dommages causés par les mesures de lutte contre la Covid-19」と題する論文を執筆した。本論文は、コロナ禍において行われたさまざまな規制措置（飲食店等への営業規制等）によって生じた損害あるいは損失につき、国家賠償あるいは損失補償が認めら

れるかを、日仏の法制度を比較しつつ検討したものであり、近日中に、フランスの電子ジャーナル『Cahiers Louis Josserand』に公表される予定である。以下では、基本的に、前者の論文を要約する形で、研究成果を紹介することとしたい。

(1) 「国家補償」概念と「公的負担の前の平等」の法理

かつて、国家賠償と損失補償を包括する統一的法理論の必要性を指摘した田中二郎博士や、「国家補償」概念を提唱した今村成和博士は、その理論ないし概念の基礎を、「公平負担の原則」あるいは「平等負担の原則」という観念に求めていた（田中二郎「不法行為に基く国家の賠償責任」『行政上の損害賠償及び損失補償』（酒井書店・1954年。初出：1933年）25頁、今村成和『国家補償法』（有斐閣・1957年）1頁）。同様に、フランス法においても、過失責任規範である「フォートによる賠償責任」と無過失責任規範である「フォートによらない賠償責任」はいずれも、「公的負担の前の平等」という法理に基礎を置き、その淵源は、「公的強制力の維持及び行政の支出のために、共同の租税が不可欠である。それは、すべての市民の間で、その能力に応じて、平等に分担されなければならない」と定める、フランス人権宣言第13条にあるとされている。このように、日仏両国における「国家補償」はいずれも、「公的負担の前の平等」という法理（田中博士のいう「公平負担の原則」あるいは今村博士のいう「平等負担の原則」）を、その本質的かつ実質的な根拠としている。すなわち、「国家補償」概念の根底には、公共の利益を実現するために行われる国家の活動により私人に生じた損害ないし損失は、当該活動により利益を受けている国民から納付・徴収される租税等により填補することによって、それを広く国民一般の負担に分散させることが公平に適うという、「公的負担の前の平等」の法理が存在するのである。かかる理解によると、我が国の憲法17条並びに国家賠償法1条1項及び2条1項や、特に当該法理の「原型」としても位置づけられる憲法29条3項は、この法理の実定法上の一発現形態に過ぎないということになる。

当然、上記のような損害ないし損失のすべてを「国家補償」の対象とすることはできないため、法制度上、行政活動の円滑な運営の確保や公財政の負担への配慮の必要性、あるいは社会生活において市民が通常受忍すべき負担の範囲等を考慮することにより、当該補償を一定の範囲に限定することは許容されるものの、そこには、憲法17条や29条3項等に内在する当該法理に抵触しない限りにおいて、という一定の限界がある。よって、既存の法制度によって填補されない損害ないし損失が存在する場合には、裁判所には、当該損害ないし損失が当該法理により法的に填補されるべきであると解しうる限りにおいて、当該損害ないし損失の被害者を救済するための責任規範を創造することが求められる。上記の予防接種禍訴訟において一部の裁判例が、「特別の犠牲」という観念に基づく無過失責任規範——フランス法におけるフォートによらない賠償責任、特に「公的負担の前の平等の破綻」による賠償責任と軌を一にする——を創造したのは、こうした要請に応えたものとして位置づけることができる。したがって、この種の無過失責任規範を創造することに対する裁判官の心理的抵抗感がその障壁としてあることは確かであるものの、我が国においても、それを構築するための“素地”は存在するのではないかと思われる。

(2) 必要性

本研究においては、①被害者救済のための「セーフティネット」の必要性と、②行政活動に対する委縮効果の防止の要請という二つの視角から、この種の無過失責任規範の必要性を論証した。これを敷衍すると、まず、①については、立法府による特別な救済制度の法整備や裁判所による既存の国家補償制度の枠内での解釈論上の工夫には限界があることから、個別の立法を待つことなく裁判上の救済を可能ならしめ、救済の漏洩を許さない「セーフティネット」となりうる、一般的な無過失責任規範を構築するための解釈論上の努力を行うべきであり、仮にそこに解釈論上の限界があるのであれば、少なくとも立法による法整備（特定のケースにしか適用できない救済制度ではなく、“一般的な”無過失責任規範の創設）が必要となることを指摘した。この点に関しては、フォートによらない賠償責任を1世紀以上前から認めてきたフランス法においても、原則的な責任規範であるフォートによる賠償責任の成立範囲を拡張するための、裁判官による解釈論上の工夫が絶えず行われてきてはいるものの、それだけでは救済の漏洩を防ぐことはできないことから、当該漏洩を防ぐために、裁判官の判例政策的な判断等の下で、フォートによらない賠償責任が創造され、その適用範囲が拡張されてきたことを示した。

次に、②については、フランス法において、行政主体の義務違反ないし行為規範違反として定義される「フォート」の認定が、時に行政の過度な慎重さを誘発し、一般利益を害する「事なかれ主義」をもたらすこともありうることから、フォートによらない賠償責任の存在意義として、フォートを犯したというスティグマが行政に残らない点、言い換えれば、行政はフォートを認定されることによる“非難”を避けることができる点が指摘されていることに着目し、我が国においても、裁判官が問題となる行政活動に対する法的評価を行うことなく、その結果、将来の行政活動への委縮効果を生じさせることを防止しつつも、それにより被害者を救済できるような責任規範を用意しておく必要があることを指摘した（上記のパトカー追跡事件判決でも、当該事件におけるパトカーの追跡行為につき「違法性」を認定してしまうと、今後の追跡行為に対して委縮効果を与えるおそれがあるのではないかと、という裁判官の懸念があったのではないかとと思われる）。科学技術が発展した現代国家においては、いわゆる予防原則が適用される場面に代表されるように、積極的な行政介入が求められる場面が増加していることに鑑みると、こうした行

政活動に対する委縮効果の防止の要請は、今後さらに大きくなるのではないと思われる。

ただし、フランス法において、フォートによらない賠償責任の適用範囲を過度に拡大すると、「行政主体の内部における責任の希薄化」を生じさせるおそれがあるという指摘がなされていることからわかるように、当該責任規範に依存することにより裁判所が安易に適法性統制を避けるようなことがあってはならず、この意味において、無過失責任規範は、あくまで例外的あるいは補充的な責任規範として位置づけられるべきであろう。

(3) 根拠論

フランス法におけるフォートによらない賠償責任は、「リスク」や「公的負担の前の平等の破綻」といった抽象的な概念ないし観念をその根拠としている。フランスの国家補償法は、判例による法創造により構築されてきたため、こうした根拠論は、実定法に基づくものではない。これに対して、基本的に実定法に基づき構築されてきた我が国の国家補償法においては、上記のような無過失責任規範の根拠論を検討するに当たって、それを実定法上の規定と関連づけて議論を行う必要がある。そこで参考となるのは、上記の予防接種禍訴訟において、憲法 13 条、14 条、25 条、そして 29 条 3 項を何らかの形で援用することにより、予防接種によって死亡し、あるいは後遺障害を負った被害者に対する、憲法上の補償責任構成による無過失責任規範の成立可能性を認めた、東京地判昭和 59 年 5 月 18 日判時 1118 号 28 頁、名古屋地判昭和 60 年 10 月 31 日判時 1175 号 3 頁、大阪地判昭和 62 年 9 月 30 日判時 1255 号 45 頁の各裁判例である。本研究においては、主に、これらの各裁判例に向けられた、「財産的損害」、「収用可能性」、「適法行為による意図的侵害」を構成要素とする、憲法 29 条 3 項の「伝統的損失補償観」に基づく批判（①本件訴訟において問題となっている損害は「財産的損害」ではなく身体的損害である、②当該損害につき憲法 29 条 3 項を援用した補償を認めると人の生命や身体を「収用可能」なものとする、③予防接種による被害は「意図的な侵害」ではない）の問題点を、大要以下のような形で指摘した。

そもそも、東京地裁判決や大阪地裁判決が明示的に援用している「特別の犠牲」という観念は、確かに憲法 29 条 3 項に関する判例により創造されたものであるが、それがフランス法における「公的負担の前の平等の破綻」という観念と軌を一にするものであることも踏まえて考えると、理論的には、「公的負担の前の平等」の法理から“直接的に”導出されうるものであると考えられる。すなわち、当該条項の中核には、「公的負担の前の平等」の法理に基づき「特別の犠牲」による損失は補償されなければならないという法規範が存在するのであり、他方、「伝統的損失補償観」における財産的損害、適法な意図的侵害、収用可能性といったものは、主に土地収用を想定して定められた当該条項に基づく損失補償の一類型の法的性格を語ったものに過ぎない。このように両者は理論的に切り離しうるものであり、上記各裁判例が憲法 29 条 3 項を援用しているのは、ひとえに、そこに当該法規範が存在するがゆえであると解される。よって、上記のような「伝統的損失補償観」を背景とした批判は、憲法 29 条 3 項の根底にある「公的負担の前の平等」の法理あるいは当該法理に基づき構築された国家補償法の構造を軽視しているきらいがあるように思われる。

こうした理解によると、上記各裁判例において構築された無過失責任規範はいずれも、——その結び付きの直接性の程度にグラデーションがあるとはいえ——「公的負担の前の平等」の法理により実質的に根拠づけられた、国家賠償責任及び「伝統的な」損失補償責任とは区別される「第三の責任類型」として位置づけられうるものであり、少なくとも根拠論の次元においては本質的な差異はほとんどないと思われる。したがって、こうした“実定法上の”根拠論については、学説が相互に相殺しあっていくような形の議論ではなく、解釈論上可能な限り複数のオプションを残しておいて、個々の事案に応じて裁判官に最も心理的抵抗感の小さいものを選択してもらうことを志向した議論を行うことが生産的であると考えられる。

(4) 要件論

上記各裁判例が示した無過失責任規範の成立可能性を明確に否定した東京高判平成 4 年 12 月 18 日高民集 45 卷 3 号 212 頁が、「特別の犠牲という要件を充足さえすれば、損失補償請求権が生ずるとすると、一般に公権力の行使はすべて公共目的のため行使されるものであるから、その適用範囲は極めて広くなるおそれがあり、その外延は不明確となり、憲法の体系が崩されて国家賠償と多くの場面で競合し、国家賠償法が故意・過失という主観的要件を要求していることの意味を失わせ、実質上違法無過失責任を認めることに繋がりがかねない」と指摘しているように、この種の無過失責任規範の構築可能性を論じるに当たっては、その要件をどのように設定し、それをもってその適用範囲を具体的にどのように画するか、また、国家賠償責任等の既存の責任規範との棲み分けあるいは交通整理をどのように行うかといった点が、大きな課題となる。

この点に関して、フランス法におけるフォートによらない賠償責任は、「特別なリスク」又は「例外的なリスク」（リスクによる賠償責任）や「異常かつ特別な損害」又は「重大かつ特別な損害」（公的負担の前の平等の破綻による賠償責任）を、その要件としている。我が国においては、憲法 29 条 3 項に基づく損失補償につき、「特別の犠牲」の有無を判断するに当たっては、侵害行為に「強制性」があることを前提条件として、その「特殊性」・「強度」・「目的」等が総合的に考慮されることとなっているのに対して、フランス法においては、上記要件の判断に当たって、一定の共通した思考は見られるものの、比較的柔軟な解釈がなされており、それによりフォート

によらない賠償責任が広範に適用されることとなっている。具体的には、例えば、ある警察官が、不審者が乗車しているとの通報を受け、当該自動車を停止させるために銃を発砲したところ、それにより無関係の第三者が死亡したという事案につき、「例外的なリスク」に基づく、国のフォートによらない賠償責任が認められている（C.E. Ass. 24 juin 1949, *Consorts Lecomte*, Rec. 307, S. 1949. III. 61, concl. Marc Barbet.）。また、テロ行為に起因する緊急事態宣言下において行われる行政家宅搜索の過程で搜索対象者やその関係者以外の第三者が被った損害につき、「公的負担の前の市民の平等」に基づく、国のフォートによらない賠償責任が適用されている（C.E. Ass. Avis 6 juillet 2016, *M. N... et autres*, Rec. 320, concl. Béatrice Bourgeois-Machureau.）。さらに、近年の判例においては、身体障害を有する（自力で階段を上ることができず、車椅子を使用している）弁護士が、バリアフリー化が不十分な裁判所にアクセスすることの困難性によって被った精神的損害について、「公的負担の前の平等の破綻」に基づく、国のフォートによらない賠償責任が認められている（C.E. Ass. 22 octobre 2010, *M^{me} Bleitrach*, Rec. 399, concl. Cyril Roger-Lacan.）。

我が国においても、上記のような無過失責任規範が無限定に適用されることを避け、また、国家賠償責任等の既存の責任規範との棲み分けに配慮しつつも、「特別の犠牲」の有無を判断するに当たって、憲法 29 条 3 項に基づく損失補償とは異なる判断枠組みを構築することは可能であるように思われる。この点に関しては、既に別稿を準備しており、そこで詳述する予定である。

なお、今後は、以上のような管見に対する他の研究者からの批判を仰ぎつつ、更なる議論の精緻化を図っていくこととしたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 津田智成	4. 巻 72(6)
2. 論文標題 フランス国家賠償責任法における役務のフォート認定の基準と方法（七） 国家賠償法一条一項の責任原理との比較の視点から	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 2032-1972
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 津田智成	4. 巻 72(3)
2. 論文標題 フランス国家賠償責任法における役務のフォート認定の基準と方法（六） 国家賠償法一条一項の責任原理との比較の視点から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 888-828
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 津田智成	4. 巻 71(6)
2. 論文標題 フランス国家賠償責任法における役務のフォート認定の基準と方法（五） 国家賠償法一条一項の責任原理との比較の視点から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 1852-1817
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 津田智成	4. 巻 71(5)
2. 論文標題 フランス国家賠償責任法における役務のフォート認定の基準と方法（四） 国家賠償法一条一項の責任原理との比較の視点から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 1438-1400
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 津田智成	4. 巻 (2458)
2. 論文標題 緊急事態における裁判所の役割	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 142-143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 津田智成	4. 巻 71(1)
2. 論文標題 フランス国家賠償責任法における役務のフォート認定の基準と方法(三) 国家賠償法一条一項の責任原理との比較の視点から	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 北大法学論集	6. 最初と最後の頁 270-211
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 津田智成	4. 巻 (30)
2. 論文標題 環境法制の新局面: 生物多様性、自然及び景観の回復のための2016年8月8日の法律第2016-1087号	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日仏法学	6. 最初と最後の頁 123-126
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 津田智成	4. 巻 (2395)
2. 論文標題 公健法上の障害補償費の支給義務と原因者の民事上の損害賠償責任の関係	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 148-153
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Tomonari TSUDA
2. 発表標題 La possibilite d'engager la responsabilite administrative pour les dommages causes par les mesures de lutte contre la Covid-19
3. 学会等名 Covid 19 et droit de l'indemnisation. La prise en charge des dommages lies a la crise sanitaire : regards franco-japonais (Universite Jean Moulin Lyon 3) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 津田智成
2. 発表標題 フランスにおける公務員の対外的賠償責任
3. 学会等名 フランス行政法研究会（招待講演）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 津田智成	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 20（全756頁）
3. 書名 『国家補償法における無過失責任規範に関する序論的考察』 『行政法理論の基層と先端 稲葉馨先生・巨理格先生古稀記念』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------